

熱海町中山地区における  
農業集落排水施設使用料について

令和3年7月19日  
上下水道局 お客様サービス課  
担当：阿部 雅行  
TEL：932-7681  
環境部 環境政策課  
担当：伊坂 透  
TEL：924-2738  
熱海行政センター  
担当：柳沼 宏昌  
TEL：984-3101

令和3年4・5月分の農業集落排水施設使用料の請求額に誤りがあることが判明しましたので報告します。

- 1 対象者 熱海町中山地区の農業集落排水施設使用者（38件中24件）
- 2 対象額
 

追徴額合計	37,057円（16件）
追徴最大額	8,107円
追徴最小額	176円
還付額合計	32,145円（8件）
還付最大額	15,700円
還付最小額	352円
- 3 原因 農業集落排水施設使用料算定の基礎となる排出汚水量を算出する際の水道使用量の入力について、情報伝達が十分でなく、2・3月分の簡易水道使用量により排出汚水量を入力してしまった。
- 4 判明の経緯 6・7月分の排出汚水量を入力する際、4・5月分が2・3月分と同じ量であることに気づき、誤りが判明しました。
- 5 対応 個別訪問し、対象者に謝罪を行うとともに、理解を得るよう説明いたします。還付及び追徴の処理を迅速に対応いたします。
- 6 再発防止策 情報の共有を図るとともに複数職員で確認作業の徹底を行い、再発防止に努めます。